



特別座談会

改正監查基準報告書600



日本公認会計士協会 監査·保証基準委員会 副委員長

カ 〈 とも こ 和久 友子

監査·保証基準担当常務理事

ゅうき ひでひこ 結城 秀彦

監査·保証基準委員会 委員長

監査・保証基準委員会 グループ監査起草委員会 起草委員長

五十嵐 勝彦

日本公認会計士協会は、2023年1月に改正監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」を公表いたしました。今回はこの報告書の改正に携わった関係者の皆様にお集まりいただき、改正の背景やポイントについてお話をお伺いしております。実務に資する内容となっておりますので、ぜひご一読ください。 (編集部)

I. はじめに

結城 2022年4月、国際監査・保証基準 審議会 (The International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB) は、主に以下の事項を目的とし て、ISA600 (改訂) 1を公表しました。

- ・品質管理への積極的な取組み(リスクに基づくアプローチ、グループ 監査品質の管理と達成、情報又は 人へのアクセス制限、重要性)
- ・グループ監査の基準の目的適合性 の維持(適用範囲、他の基準との連携、監査調書)
- ・グループ監査人と構成単位の監査 人の強固な双方向のコミュニケー ションの強調
- ・職業的懐疑心の重要性の強調
- ・適用の柔軟性(Scalability)への 対応

日本公認会計士協会では、ISA600(改 訂)をベースとした改正監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮 事項」(以下「改正監基報600」という。)を 2023年1月に公表しています。

今回は、本報告書の改正のポイント等 について、監査・保証基準委員会委員長 として全体の取りまとめに関与いただき ました山中さん、同委員会担当副委員長 として本改正に継続的に尽力をいただい た和久さん、同委員会のグループ監査起 草委員会の起草委員長として起草作業に 主体となって取り組んでいただきました 五十嵐さんにお伺いしていきたいと思い ます。

Ⅱ. 改正監査基準報告書600 「グループ監査における特 別な考慮事項」の概要

1. 監査基準報告書600の名称変更

結城 改正の中身に入る前に、監査基準 報告書600(以下「監基報600」という。) の名称の変更について山中さんにお伺い したいと思います。

山中 監基報600は、その他の監査基準 報告書の適用を前提に、グループ監査に おける実務上の指針を提供するものです。 監基報600が単独で適用されるものでは ないことを明確にするため、従前の「グ ループ監査」から「グループ監査における 特別な考慮事項」に名称を改めることと しました。

結城 ご説明ありがとうございます。 監 基報600の位置付けは従来からは変わっ ていないものの、その位置付けを明確に するために名称を変更したと理解しまし た。

2. 改正の主なポイント

結城 次に、改正監基報600の主なポイ ントについて和久さんと五十嵐さんにお 伺いしたいと思います。従前の監基報 600から大幅な変更が行われていること から、改正ポイントは多岐にわたっている と思います。



和久 改正の主なポイントとしては、以 下の7項目が挙げられます。(1)と(2)は 私からご説明し、(3)から(7)は五十嵐さ んにご説明をお願いすることにします。

- (1)品質管理への積極的な取組み (リスクに基づくアプローチ)
- (2)グループ監査の基準の目的適合 性の維持
- (3)グループ監査人と構成単位の監 査人の強固な双方向のコミュニ ケーションの強調
- (4) 職業的懐疑心の重要性の強調
- (5)構成単位の監査人の作業の妥 当性の評価
- (6) 適用の柔軟性(Scalability)へ の対応
- (7) 定義の変更

(1)品質管理への積極的な取組み (リスクに基づくアプローチ)

結城 和久さん、ありがとうございます。 それでは、最初の項目である品質管理へ の積極的な取組みについて、ご説明いた だけますか。

和久 まず、品質管理への積極的な取組 みの考え方として「リスクに基づくアプ ローチ」についてご説明します。この用語 自体は改正監基報600の本文中で使用さ れてはいませんが、グループ監査業務の 計画及び実施のための枠組みです。この 枠組みを採用することで、改正された監 査基準報告書315「重要な虚偽表示リス クの識別と評価」(以下「監基報315」とい う。) 及び監査基準報告書330 [評価した リスクに対応する監査人の手続」(以下「監 基報330 | という。)の要求事項との整合 性を確保すること、重要な虚偽表示リス クの識別・評価とリスク対応手続の実施 や、十分かつ適切な監査証拠を入手する ため、何を、どこで、誰が入手するかを計 画することに、より一層注力することが可 能になります。

リスクに基づくアプローチでは、構成 単位の監査人が、グループ監査の全ての 段階で関与していくことになります。また、 このリスクに基づくアプローチでは、具体 的には、①重要な構成単位の概念の廃止、 ②グループ監査品質の管理と達成のため の監査基準報告書220 [監査業務におけ る品質管理」(以下「監基報220」という。) の要求事項の適用方法の明確化、③情報 又は人へのアクセス制限の明確化と克服 方法の指針の提供、④重要性及び合算リ スクの概念の適用方法の明確化等が行わ れていますので、次に、この4つの点につ いてご説明します。

①重要な構成単位の概念の廃止

改正監基報600においては、従前の監



改正監査基準報告書600 「グループ監査における特別な考慮事項」の背景と重要論点について

基報600のグループ監査における重要な 構成単位の概念を廃止し、グループ監査 人が、グループ財務諸表に対する重要な 虚偽表示リスクを識別及び評価し、評価 したグループ財務諸表に対する重要な虚 偽表示リスクに基づき、リスク対応手続 を立案し実施することとなります(第13 項(2))。この変更は、先にご説明したよう に、監基報315及び監基報330との整合 性をより強化することを目的としており、 グループ財務諸表に対する重要な虚偽表 示リスクの識別及び評価と、評価したリ スクに対してリスク対応手続を実施する ことを強調するとともに、十分かつ適切な 監査証拠を入手することに、より焦点を 当てています。

次の「リスクに基づくアプローチのイメージ図」のとおり、これまで構成単位という縦のラインを軸にグループ財務諸表におけるリスクへの対応を考えていたものが、グループ財務諸表の勘定残高、取引種類及び注記事項といった横のラインで重要な虚偽表示リスクを識別・評価し、リスク対応手続を実施していくという考え方に変わることになります。

結城 重要な構成単位の概念が廃止されたことにより、従前の監基報600の手続と大きく変わるのでしょうか。

和久 まず、重要な構成単位の概念は廃 止されたものの、構成単位という概念及 び識別した構成単位ごとに作業の実施範 囲を構成単位の監査人に依頼するという 考え方は残っており、構成単位ごとに作 業が行われることが多いグループ監査の 実務を考慮していることに変更はありま せん。ただし、グループ財務諸表のどこ (どの構成単位)で、誰(構成単位の監査 人かグループ監査人か)が、何(どのよう な監査の作業を行うか)を実施するかを 決定する前に、グループ財務諸表におけ るグループ・レベルの重要な虚偽表示リ スクを識別し、それらのリスクの影響度や 発生可能性を検討することが重要となり ます。

次に、構成単位についてですが、改正監基報600において、構成単位は「グループ監査における監査手続の計画及び実施を目的として、グループ監査人により決定される企業、事業単位、機能若しくは事業活動又はそれらの組合せ」と定義されていますが(第14項(2))、複数法人やシェアード・サービス・センターを一つの構成単位にするなど、グループ監査人は、評価したグループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクに対応するために、監査手続の計画及び実施のための適切な構成単位を識別

し、監査の作業を実施する構成単位を決定することが求められます(第5項及び第22項(1))。また、適用指針では、作業を実施する構成単位の決定は、監査人の職業的専門家としての判断に係る事項であることを説明し、当該判断に影響する事項として、資産、負債及び取引の規模以外に複数の例が挙げられています(A51項)。

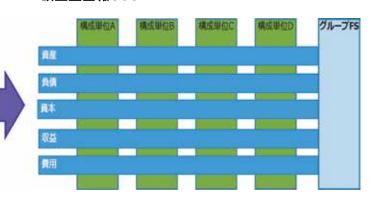
さらに、グループ財務諸表に対する重 要な虚偽表示を適切に識別・評価及び対 応するため、グループ監査人の責任がよ り強調される一方で、グループ監査にお いて構成単位の監査人が果たす役割の重 要性を強調し、構成単位の監査人の責任 を明確にしています。例えば、グループ監 査人は、グループ監査の基本的な方針及 び詳細な監査計画の策定に際して、構成 単位の監査人が、グループ監査人の依頼 に従って作業を実施することを含め、グ ループ監査人に協力することを確認する ように、構成単位の監査人に対して要請 しなければなりません(第24項)。加えて、 構成単位の監査人がグループ監査人に依 頼された作業を実施したかどうかについ てコミュニケーションを行うことを構成 単位の監査人に要請しなければならない とされています(第45項(2))。

図表 リスクに基づくアプローチのイメージ図

従前の監基報600

重要な 環境単位A 環境単位B 環境単位C 環境単位C 資産 負債 資本 収益

改正監基報600



なお、グループ監査人は、評価した重要な虚偽表示リスクに対応して構成単位における作業の範囲を決めることになりますが、従来どおり、その作業については構成単位の監査人に関与してもらうことも可能です。具体的には、以下のいずれの作業の範囲が適切であるかを決定する場合があることを、適用指針に規定しています(A131項)。

- ・構成単位の財務情報全体に対する リスク対応手続の立案及び実施
- ・一つ又は複数の取引種類、勘定残 高又は注記事項に対するリスク対 応手続の立案及び実施
- ・特定のリスク対応手続の実施

ここで、従前の監基報600では、重要な構成単位以外の構成単位についての作業の範囲として「構成単位の重要性の基準値に基づく構成単位の財務情報のレビュー」が選択肢の一つとして規定されていましたが(改正前監基報600第28項)、改正監基報600ではなくなっています。改正監基報600では、上記のように評価した重要な虚偽表示リスクへの対応手続の立案及び実施を構成単位における作業として位置付けており、リスク対応手続に該当しない質問及び分析を主体としたレビューについては構成単位における作業に含めないこととしたと考えられます。

山中 グループ監査人に、グループ財務 諸表における重要な虚偽表示リスクの識別と評価を直接的に求めることで、リスク・アプローチの強化を図った改正ということですね。もちろん、地理的要因や法制度の違いなどにより、構成単位ごとにおける状況の全てをグループ監査人が理解できない場合も想定されますので、そこは構成単位の監査人と協議をしながら 適切にリスクの識別と評価につなげていくという点は、従前どおりですね。そして、重要な構成単位の概念は廃止されたものの、グループ財務諸表における重要な虚偽表示リスクに対処するために、実務として、識別されたグループ・レベルのリスクに対して構成単位ごとに作業の実施範囲を決定するという考えは依然として残っているということですね。



和久 そのとおりです。ただし、これまでにお話しているように、リスクに基づくアプローチにより、グループ監査人が、監基報315に基づくグループ財務諸表に対する虚偽表示リスクの識別と評価を実施することで、従前の監基報600に基づくグループ監査に比べて、監査の作業を実施する構成単位の範囲や作業内容が変わる可能性があります。

②グループ監査品質の管理と達成のための監基報220の要求事項の適用方法の明確化

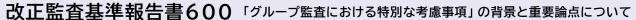
和久 続いて、グループ監査品質の管理と達成についてご説明します。改正監基報600では、グループ監査責任者が、グループ監査における品質の管理と達成に対する責任を負うことが要求されていま

す(第16項)。そして、グループ監査における監査品質を管理し、達成するため、監基報220の要求事項をグループ監査にどのように適用するかを明確化しています。

具体的には、監基報220では、業務を実施するための十分かつ適切な資源が、監査チームに適時に割り当てられているか、利用可能であるかについて判断することを監査責任者に要求しており(監基報220第25項)、グループ監査では、そのような資源として構成単位の監査人が含まれることがあるとされています(第6項)。そのため、改正監基報600では、グループ監査人に対して構成単位の監査人の関与の内容、時期及び範囲を決定することを要求しています。

また、監基報220において、監査責任 者は、指揮、監督及び査閲が監査業務の 内容及び状況に対応していることを判断 することが求められること(監基報220 第30項)に関連して、改正監基報600の A76項では、グループ監査責任者が構成 単位の監査人への指揮、監督及びその作 業の査閲に対して責任を果たす様々な方 法を例示しています。具体的には、グルー プ監査の全過程を通じた構成単位の監査 人とのコミュニケーションや、識別し評価 したリスクや論点、発見事項あるいは結 論を討議するための構成単位の監査人と の会議や電話、構成単位の監査人の監査 調書のリモートでの査閲、構成単位の監 査人と構成単位の経営者との重要な協議 への参加といったものが挙げられていま す。こうした構成単位との密なコミュニ ケーションにより、グループ監査人の責任 を果たしていくことになります(A11項)。

さらに、監基報220では監査責任者は、 独立性を含む職業倫理に関する規定を監査チームの他のメンバーに認識させることを要求させる責任を負わなければならないとされていますが(監基報220第17





項)、グループ監査業務では、グループ監 査責任者は、適用される独立性を含む職 業倫理に関する規定を構成単位の監査人 に認識させること、その遵守状況を確認 することが求められます(第25項)。

③情報又は人へのアクセス制限の明確 化と克服方法の指針の提供

和久 改正監基報600では、例えば、構 成単位の経営者によって課される制限、 法令による制限、戦争、内乱や感染症の流 行による制限を原因としてグループ監査 において生じることのある、情報や人への アクセス制限に関連した指針を設けてい ます。アクセス制限の内容によってグルー プ監査人がとるべきアプローチが異なる ため、例えば、法令によってグループ経営 者の管理が及ばない制限がある場合と、 グループ経営者によって課される制限が ある場合とに分けて規定しています(第 20項及び第21項)。また、適用指針にお いて、情報や人へのアクセス制限の内容 や原因の例とグループ監査人のとり得る 対応の例を記載しています(A38項から A44項)。

情報や人へのアクセスに関する制限が 存在したとしても、グループ監査人が十 分かつ適切な監査証拠を入手するという 要求事項には変わりなく、十分かつ適切 な監査証拠を入手できない場合には監査 意見への影響を検討する必要があります (A45項)。

山中 従前の監基報600ではあまり触れ られていなかった情報又は人へのアクセ ス制限がある場合の取扱いが明確になっ たということですね。

和久 おっしゃるとおりです。適用指針 のA38項からA44項では、アクセス制限 がある場合のグループ経営者との様々な コミュニケーションが例示されているほ か、グループ経営者によって制限が課さ れた場合、グループ経営者の回答の信頼

性や誠実性に疑問を生じさせるかどうか について、再検討しなければならない場合 があることについても触れられています。

また、構成単位の監査人の監査調書へ のアクセスが制限されている場合の取扱 いが、適用指針のA179項からA182項に 追加の考慮事項として規定されています。 例えば、リモートでの監査調書の査閲や、 要約文書の作成・提供の要請や協議と いったことが例示されています。

④重要性及び合算リスクの概念の適用 方法の明確化

和久 次に、重要性に関し、構成単位の 手続実施上の重要性と合算リスクについ てご説明します。



ア. 構成単位の手続実施上の重要性

従前の監基報600は、構成単位の監査 人がグループ監査のために構成単位の財 務情報の監査又はレビューを実施する場 合、構成単位の重要性の基準値の決定を グループ監査チームに対して要求してい ました。また、構成単位の監査人がグルー プ監査のために構成単位の監査を実施す る場合、構成単位の監査人が決定した構 成単位の手続実施上の重要性の妥当性の 評価を、グループ監査チームに対して要 求していました。

これに対して、改正監基報600では、グ ループ監査人が、構成単位の手続実施上 の重要性を決定することが求められてい ます。構成単位の手続実施上の重要性 は、「構成単位に関連する監査手続の計画 及び実施の目的で、合算リスクを適切な 低い水準に抑えるためにグループ監査人 が設定する金額」と定義されており(第14 項(5))、構成単位の手続実施上の重要性 は、合算リスクに対応するためにグルー プ・レベルの手続実施上の重要性より低 くする必要があります(第35項(1))。ま た、構成単位の手続実施上の重要性の金 額は、構成単位ごとに異なる場合があり、 個々の構成単位の手続実施上の重要性の 合計は、グループ・レベルの手続実施上 の重要性と一致する必要はなく、それを 超える場合もあります(A116項)。

イ. 合算リスク(Aggregation Risk)

合算リスクとは改正監基報600で新た に定義された概念ですが、先ほどのご説 明のとおり、合算リスクは、「未修正の虚 偽表示及び未発見の虚偽表示の合計が、 財務諸表全体としての重要性の基準値を 上回る可能性」(第14項(1))をいいます。 グループ監査の場合、構成単位ごとに細 分化された取引種類、勘定残高又は注記 事項に対して監査手続が実施される可能 性が高く、その結果、未修正の虚偽表示と 未発見の虚偽表示の合計が財務諸表全 体としての重要性の基準値を上回る可能 性も高まることになります。そのため、合 算リスクを理解して対処することは特に 重要となります(A19項)。

山中 この合算リスクの考え方は、従前 の監基報600にも存在していたと思うの ですが、今回の改正で定義が明らかにさ れたという理解でよろしいでしょうか。

和久 そのとおりです。なお、合算リスク はグループ監査に限らず全ての監査に存 在するため、適合修正として監査基準報告書320「監査の計画及び実施における 重要性 | の定義にも追加しています。

(2)グループ監査の基準の目的適合 性の維持

結城 それでは次に、グループ監査の基準の目的適合性の維持について具体的にご説明いただけますでしょうか。

和久 監基報600がグループ監査の基準の目的を達成し続けるように見直しを行いました。この場では、①適用範囲、② その他の監査基準報告書との連携、③監査調書の文書化についてご説明します。

①適用範囲

改正監基報600では、適用対象となる 「グループ財務諸表」の定義を具体化し、 個別財務諸表であってもグループ財務諸 表の定義に該当する場合があることを明 確にしています。すなわち、改正監基報 600では、グループ財務諸表を「複数の企 業又は事業単位の財務情報を含む、連結 プロセスを通じて作成された財務諸表」 と定義しており(第14項(11))、この連結 プロセスには、連結財務諸表の作成のみ ならず、例えば支店や部門などの財務情 報を集計する場合も含まれるとしていま す。従前の監基報600においても、個別 財務諸表が複数の構成単位から作成され る場合の例として、本店、支店のそれぞれ で財務情報を作成しているケースも適用 範囲に含まれることが規定されていまし たが(改正前監基報600第2項)、改正監 基報600では、グループ財務諸表及び連 結プロセスの定義の変更によってこの点 を明確化しています。さらに、併せて適用 指針を追加することで、適用対象となる グループ財務諸表の定義を明確にしてい ます。

また、改正監基報600において、シェ アード・サービス・センターにおける監査 手続の実施に他の監査事務所の者を関与させる場合や持分法適用会社の適用についても明確化されています(第3項及び第4項)。

②その他の監査基準報告書との連携

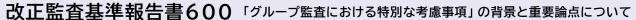
改正監基報600では、他の関連する全ての監査基準報告書がグループ監査業務に適用される必要があることを明確化し、強調しています(第1項)。特に重要な基礎となる監査基準報告書としては、監基報220、監査基準報告書230「監査調書」(以下「監基報230」という。)、監査基準報告書300「監査計画」、監基報315、監基報330が挙げられます。さらに、それ以外にも複数の監査基準報告書を明示的に参照しています。

③監査調書の文書化

改正監基報600では、監基報230とそ の他の関連する監査基準報告書における 監査調書の要求事項との関連付けを強調 する形で、監査調書に関する規定が強化 されています。グループ監査業務の監査 調書は、経験豊富な監査人が、以前に当 該監査に関与していなくとも実施した監 査手続の種類、時期及び範囲、入手した 監査証拠並びにグループ監査において生 じた重要な事項について、到達した結論 を理解するのに十分である必要がありま す(監基報230第7項)。また、監基報230 を適用するに当たり、グループ監査人は、 以下の事項を監査調書に記載する必要が あり(第59項(1)から(8))、文書化の内 容が拡充されています。

(1)契約の新規の締結若しくは更新 を決定する前に検討された、又 は締結若しくは更新の後に生じ た、グループ内の人や情報への アクセス制限に関する重要な事 項及びそのような事項への対処 方法

- (2)グループ監査の計画及び実施を 目的としたグループ監査人によ る構成単位の決定の根拠
- (3)構成単位における手続実施上の 重要性の決定の根拠及び構成 単位の財務情報における虚偽表 示についてグループ監査人とコ ミュニケーションを行う際の金 額の基準値
- (4)構成単位の監査人が、構成単位 に割り当てられた監査手続を実 施するための適性及び適切な 能力(十分な時間を含む。)を有 しているかどうかについてのグ ループ監査人の判断の根拠
- (5)第30項(3)に従ったグループ の内部統制システムの理解にお ける重要な要素
- (6)グループ監査人による構成単位 の監査人への指揮、監督及びそ の作業の査閲(必要な場合には、 第47項に従った追加的な構成 単位の監査人の監査調書の査 閲を含む。)について、それぞれ の内容、時期及び範囲
- (7)以下を含む、構成単位の監査人 とのコミュニケーションに関す る事項
 - ①第32項に従って伝達された 不正、関連当事者又は継続企 業に関する事項
 - ②第45項に従ったグループ監査人の 査に関するグループ監査人の 結論に関連する事項。これに は、構成単位の監査人、構成 単位の経営者又はグループ 経営者と討議した重要な事 項にグループ監査人がどのよ うに対処したかが含まれる。
- (8)グループ財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある事項に





関する構成単位の監査人による 発見事項又は結論に対する、グ ループ監査人の評価及び対応

なお、文書化に当たっては、通常、構成 単位の監査人の監査調書をグループ監査 人の監査ファイルに複製する必要はあり ません。ただし、改正監基報600によって コミュニケーションを行うことが要求さ れる事項を含め、構成単位の監査人から のコミュニケーションにおける特定の事 項の記載を補完するために、グループ監 査人の監査ファイルに特定の構成単位の 監査人の文書の要約や、複製・複写を保 存することもあります(A176項)。

結城 改正監基報600第59項によると 監査調書として記載が要求されている事 項について、従前の監基報600に比べる とかなり充実したという印象があります が、いかがでしょうか。

和久 改正監基報600により、新たに、構 成単位の監査人の適性・能力の判断の根 拠や、人・情報へのアクセス制限等の文 書化が求められます。これらについて、改 正監基報600の関連する要求事項や適用 指針を参照しながら、文書化の内容を検 討する必要が生じます。文書化について は、ボリュームは多いですが、適用指針 A166項からA182項についてもぜひ参 照ください。

(3)グループ監査人と構成単位の監 査人の強固な双方向のコミュニ ケーションの強調

結城 和久さん、ご説明ありがとうござ いました。グループ監査人と構成単位の 監査人の強固な双方向のコミュニケー ションの強調以降について、五十嵐さん からご説明をお願いします。

五十嵐 グループ監査における発見リス クには、構成単位の監査人がグループ財 務諸表の重要な虚偽表示の原因となり得 る構成単位の財務情報の虚偽表示を発 見できないリスクに加えて、グループ監 査人が当該虚偽表示を発見できないリス クが含まれます。したがって、改正監基報 600では、グループ監査責任者又は該当 する場合にグループ監査人が、構成単位 の監査人の作業に十分かつ適切に関与す ることを要求しています(第8項)。また、 職業倫理に関する規定の遵守、構成単位 の監査人の適性と能力の判断、構成単位 の監査人の作業のグループ監査人による 適切な関与の内容、時期及び範囲の決定 等に関するコミュニケーション(第45項、 A147項及びA78項)を要求することに より、グループ監査人と構成単位の監査 人の双方向のコミュニケーションを強化 しています。



グループ監査責任者は、構成単位の 監査人への指揮、監督及びその作業の査 閲の内容、時期及び範囲に対する責任を 負っており、その責任を果たす上で①グ ループ財務諸表において評価した重要な 虚偽表示リスクが高い領域又は監基報 315に従って識別された特別な検討を必 要とするリスクと②グループ財務諸表の 監査における重要な判断を含む領域を考 慮する事項としています(第28項)。

山中 ご説明ありがとうございます。構 成単位の監査人への指揮、監督及びその 作業の査閲の内容、時期及び範囲は、グ ループ監査人の職業的専門家としての判 断で決定すると思いますが、特別な検討 を必要とするリスクや重要な判断を含む 領域以外に考慮することがある要素につ いてご説明ください。

五十嵐 構成単位の監査人への指揮、監 督及びその作業の査閲の内容、時期及び 範囲は、業務の内容及び状況に基づいて グループ監査人と構成単位の監査人との 間で調整されることがあります。その調 整の内容及び状況の例としては、評価し た重要な虚偽表示リスク、監査の作業を 実施する構成単位の監査人の適性及び能 力、監査チームメンバーの所在地及び構 成単位の監査人の監査調書へのアクセス が挙げられます(A75項)。

(4)職業的懐疑心の重要性の強調

結城 次に、職業的懐疑心の重要性が強 調された点についてお伺いしたいと思い ます。

五十嵐 職業的懐疑心の行使には、個々 の監査チームメンバーがグループ監査を 通じて職業的懐疑心を行使することの重 要性を強調することが含まれていること が明示されています(第9項)。さらに、適 用指針では、グループ監査人が、構成単 位の監査人を含む監査チームメンバーへ の指揮、監督及びその作業の査閲によっ て、監査チームが適切に職業的専門家と しての懐疑心を行使したかどうかを確か めることがあるとしています(A16項)。 また、グループ監査人による職業的専門 家としての懐疑心の行使には、グループ 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が ある事項に関する構成単位の監査人、構



成単位の経営者及びグループ経営者から の矛盾する情報に対してグループ監査人 が常に注意を払うことが含まれます(A18 項)。

結城 先ほど話に出ました、アクセス制限に関連したグループ経営者の回答の信頼性や誠実性の再検討についても職業的懐疑心にかかわる話だと思います。

グループ監査においては、構成単位の 監査人を含めた監査チームのメンバーそ れぞれが職業的専門家としての懐疑心を 持って作業を実施することが重要である と理解しました。

(5)構成単位の監査人の作業の妥当 性の評価

結城 構成単位の監査人を利用する場合、グループ監査人によって実施される 構成単位の監査人の作業の妥当性の評価はとても重要だと思いますが、ご説明いただけますでしょうか。 五十嵐 グループ監査人は、構成単位の 監査人に対して、グループ監査人と構成 単位の監査人との間におけるグループ監 査の結論に関連する事項についてのコ ミュニケーションを行うよう要請する必 要があります(第45項)。

また、グループ監査人は、構成単位の 監査人とのコミュニケーションにおいて 識別した重要な事項について、関係者と 適宜協議を行うとともに、構成単位の監 査人とのコミュニケーションが、グループ 監査人の目的に照らして十分かどうかを 評価することが求められます(第46項)。

さらに、グループ監査人は、構成単位の 監査人の作業の妥当性の評価に当たり、 追加的に構成単位の監査人の監査調書を 査閲する必要性があるかどうか、及びそ の範囲について判断する必要があります。 この判断に当たり、グループ監査人は以 下を考慮する必要があります(第47項)。

• 構成単位の監査人が実施する作業の

種類、時期及び範囲

- 構成単位の監査人の適性及び能力
- ・ これまでに実施した構成単位の監査 人への指揮、監督及びその作業の査閲 なお、グループ監査人は、構成単位の 監査人の作業がグループ監査人の目的に 照らして十分であるかどうかを評価し、十 分でないと結論付けた場合はどのような 追加的な監査手続を実施すべきか、及び その追加的な監査手続を構成単位の監査 人又はグループ監査人のいずれが実施す べきかを決定する必要があります(第48 項)。

山中 グループ監査人と構成単位の監査人との間のグループ監査の結論に関するコミュニケーションについて、従前の監基報600第40項(10)では「構成単位の監査人の発見事項、結論又は意見」とありましたが、改正監基報600第45項(11)では「構成単位の監査人の発見事項又は結論」とあり、「意見」の記載がありません。



その理由をご説明ください。

五十嵐 「意見」を削除したのは、構成単 位の監査人とのコミュニケーション及び その作業の妥当性の評価において、グ ループ監査人による構成単位の監査人の 「意見」への過度な依拠を防止することを 理由としたものです。なお、A146項のと おり、構成単位の監査人による成果物の 様式及び内容は、構成単位の監査人が実 施することを依頼された監査作業の内容 及び範囲によって影響を受け、グループ 監査人の監査事務所の方針又は手続や 現地の法令によっても構成単位の監査人 が提供する結論の様式等が決まる場合が あり、意見の入手を必ずしも否定してい るわけではありません。

(6) 適用の柔軟性(Scalability) への対応

結城 次に、改正監基報600の適用の柔 軟性についてご説明いただけますでしょ うか。

五十嵐 改正監基報600では、規模や複 雑さを問わず、全てのグループ監査を対 象としており、改正監基報600の要求事 項は、グループ監査ごとの性質又は状況 に照らして適用されることを意図してい ます(第10項)。例えば、グループ監査の 全てをグループ監査人が実施する場合、 改正監基報600の要求事項の構成単位の 監査人の関与を条件とする項目について は関連しないこととなります。グループ 監査人が監査手続を集約的に実施できる 場合や、構成単位の監査人を関与させず に構成単位での監査手続を実施できる場 合がこれに該当します(第10項)。

(7)定義の変更

結城 従前の監基報600の定義から一 部変更又は新設されたと思いますが、変 更点についてご説明ください。

五十嵐 特に重要と考えられる①グルー プ監査責任者、②構成単位の監査人、③ グループ監査人の定義についてご紹介し

①グループ監査責任者の定義の変更

「グループ監査責任者」は、グループ監 査に責任を負う、監基報220第12項(1) に定める監査責任者と定義し、監基報 220を参照しています(第14項(10))。

②構成単位の監査人の定義の変更

「構成単位の監査人」は、グループ監査 の目的で構成単位に関連する監査の作 業を実施する監査人をいうとし、監基報 220第12項(4)を参照し、グループ監査 における監査チームの一員である点を明 示しています(第14項(3))。

③グループ監査人の定義の新設

これまで説明せずにグループ監査人と いう用語を用いてきましたが、グループ監 査人の用語を新設し、グループ監査人を、 グループ監査責任者及び監査チームのメ ンバー(構成単位の監査人を除く。)と定 義しています。グループ監査における監 **査チームは、グループ監査責任者を含む** グループ監査人及び構成単位の監査人 で構成されることとなります。

また、グループ監査人が以下の責任を 負うことを明示し、グループ監査人の責 任及び重要性を強調しています(第14項 $(8))_{\circ}$

- ①グループ監査の基本的な方針の 策定及び詳細なグループ監査計 画の作成
- ②構成単位の監査人への指揮、監督 及びその作業の査閲
- ③グループ財務諸表に対する意見 形成のための基礎として入手した 監査証拠から導かれた結論につ いての評価

結城 五十嵐さん、ご説明ありがとうご

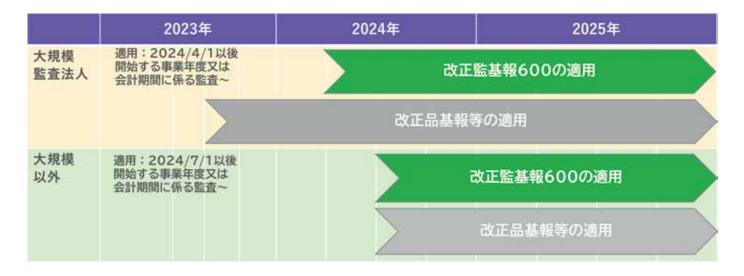
ざいました。構成単位の監査人が監査 チームの一員であることが明示されたこ とにより、前半(11頁2段目22行目以降 参照のこと)で和久さんよりご説明があり ましたが、構成単位の監査人の作業も含 めてグループ監査の品質管理がさらに強 調された点は今後の実務に影響があると 思いました。

Ⅲ. 適用時期

結城 改正監基報600の適用時期につい て山中さんからご説明いただけますでしょ うか。

山中 公認会計士法上の大規模監査法 人は2024年4月1日以後開始する事業 年度に係る財務諸表の監査から適用とな ります。また、公認会計士法上の大規模 監査法人以外の監査事務所においては、 2024年7月1日以後に開始する事業年 度に係る財務諸表の監査から適用となり ます。これは、改正監基報600が改正品 基報等2を前提としていることから、改正 品基報等の適用時期を考慮したものと なっています(第12項)。なお、上記の適 用時期の相違によりグループ監査人が改 正監基報600、構成単位の監査人が従前 の監基報600を適用する状況が生じる可 能性があります。その場合、改正監基報 600は、構成単位の監査人が関与する状 況を含む、グループ財務諸表の監査につ いて適用されることから(第1項)、グルー プ監査人は、構成単位の監査人への指 揮、監督及びその作業の査閲を含め、改 正監基報600に基づいた手続を実施する 必要があります。そのため、重要な判断や 到達した結論がグループ監査業務の内容 及び状況を踏まえて適切かどうかを判断 する根拠が得られるよう(第16項(2))、 構成単位の監査人の状況も踏まえ、グ ループ監査人は構成単位の監査人とコ

図表 適用時期のイメージ図



ミュニケーションを行い、構成単位の監査人の監査の作業等について協議する必要があるとともに、構成単位の監査人もグループ監査の趣旨を踏まえた対応を検討する必要があります。

IV. おわりに

結城 本日の座談会では、改正監基報 600を起草した皆様から、その概要についてポイントをうまくまとめてお話をいただ

けたのではないかと思います。会員の皆様におかれましては、従前の監基報600から大きく変更されている点もありますので、グループ監査への影響をご検討いただき、適用に向けた前広なご準備及びご対応、そして被監査会社への説明とご協力をお願いできればと思います。

本日は誠にありがとうございました。

〈注〉

1 International Standard on Auditing 600 (Revised), Special Considerations- Audits

- of Group Financial Statements (Including the Work of Component Auditors)
- 2 品質管理基準委員会報告書第1号、品質管理基準委員会報告書第2号及び監査基準委員会報告書220(2022年6月16日公表)
 - * 法定監査従事者の必須研修科目 「監査の品質及び不正リスク対応」 研修教材

教材コード J030519

•

研修コード 3104 履修単位 1単位